



# ピチピチ 消費生活だより

令和6年9月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！  
夏の暑さが長引き、秋の涼しさが待ち遠しく感じる季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、通信販売でお得な価格の商品を購入したつもりが、実は定期購入であった事例について紹介します。通信販売の規約などはしっかりと確認しましょう。

## 【事例】

インターネットで、通常価格1万円のサプリメントが特別価格980円で購入できるとの広告を見つけ、お得だと思い注文した。

商品が届いたので使用していたところ、通常価格で2回目のサプリメントが届いた。注文をした覚えはなかったので、販売店に電話をかけたところ、特別価格は4回の定期購入が条件であると言われた。



お得な価格？  
定期購入に注意！

## 【ひとことアドバイス】

- ★通信販売はクーリング・オフの規定がなく、規約に定められている解約や返金の条件に従うことになるので注意が必要です。
- ★定期的な購入が必要等の詳細な契約内容は、“特別価格”などの目立つ表示と離れた場所や、小さい字で書かれていたりすることがあります。画面の隅々まで確認するようにしましょう。
- ★念のため、契約内容が書かれている画面や、注文画面はスクリーンショット等で写真に残しておくようにしましょう。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

## 岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談  
フォームによる  
ご相談は  
こちらから→

